

今回の改正を踏まえて追加・修正する Q&A

令和 7 年 1 1 月 1 4 日に公布された各種改正規定類を踏まえて、Q&A の追加・修正を行いました。
これらは施行日から適用されます。

なお、Q&A のサイトへは順次反映させてまいります。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>

【1. 武器（別表第 1 の 1 項）】

▼Q 2－1 1 :質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

当社の輸出製品には、火薬類取締法第二条第一項第二号に掲げる爆薬であるニトロセルロースをわずかに含んでいますが、他にも、油性成分、活性剤などが含まれ、当該製品からニトロセルロースのみを抽出することは困難です。このような場合に、輸出貿易管理令別表第一の一の項（三）の火薬類をどのように解釈し、輸出許可申請の要否を判断したら良いのでしょうか。

▲A 2－1 1 :回答

輸出許可申請の要否については、輸出者が輸出を行う貨物の属性を「輸出貿易管理令別表第一」や「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」等に照らして、判断することとしています。

一般的に、輸出貿易管理令別表第一の一の項（三）の火薬類は、火薬類取締法第 2 条第 1 項に該当する「火薬類」となりますが、その成分が微量でも含まれている製品の全てが、直ちに該当となるものではなく、

- ①輸出を行う貨物（以下「対象貨物」という。）が、火薬類取締法第二条第一項に掲げる火薬、爆薬又は火工品ではない場合。
- ②保管、運搬時及び使用後までを通じて、対象貨物に含有される火薬類の成分の割合が低く、火薬類取締法に掲げられる火薬、爆薬又は火工品に比べて、対象貨物自身の爆発性や激しい燃焼性がほとんどないか、極めて低い。
- ③爆発性や激しい燃焼性を有する火薬類成分を対象貨物から分離又は抽出することが技術的に不可能である。

あるいは、分離又は抽出を行う場合には、それらの手法によらず火薬類成分を入手する場合に比べ、経済的・時間的な合理性等を著しく欠く。

といった観点から、輸出貿易管理令別表第一の一の項（三）の火薬類に該当しないと判断される場合もあります。

例えば、ニトロセルロースを含む液体絆創膏、接着剤、塗料などの製品については、水分又はアルコール等を含む湿潤状態にあつて、その状態を維持する措置が取られていることで、そのままの状態ですぐに爆発することがないことから、①に該当し、火薬類取締法第2条1号に掲げる火薬類の火工品には該当しません。

輸出者において、上記のような観点を総合的に勘案し、該非の判定を行い、輸出許可申請の可否を判断下さい。

【8. 弁、ポンプ等（3項(2)、3の2項(2)等）】

▼Q12:質問 2025/11/14 (2025/11/15 施行)

噴霧乾燥器について、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二のハにある「内部」とはどの部分を指しているのでしょうか。

▲A12:回答

噴霧乾燥器が乾燥室、サイクロン、バグフィルタで主として構成されている場合には、乾燥室、サイクロン及びバグフィルタの内部並びにそれらの機器の間に設置された各種機器及びダクトを「内部」と解しています。ただし、噴霧乾燥器の構成は製品によって様々と承知しており、その内部となるものはそれぞれに異なるものと考えられる点に御留意ください。

▼Q13:質問 2025/11/14 (2025/11/15 施行)

噴霧乾燥器について、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二のハにある「定置した状態で内部」の滅菌又は消毒を「することができるもの」とは具体的にはどういう意味なのでしょうか。

▲A13:回答

噴霧乾燥器であつて、その材質及び構造などから判断して、当該装置を運転する際と同じ密閉状態のまま、内部全体の滅菌又は消毒ができる機能を有するものをいいます。

この場合の「滅菌」、「消毒」それぞれの解釈については、同項第四号ロ（一）の「滅菌」、「消毒」の解釈に準じてお考えください。

▼Q14:質問 2025/11/14 (2025/11/15 施行)

削除

▲A14:回答

削除

▼Q15:質問 2025/11/14 (2025/11/15 施行)

通達で定義する「消毒」について、「微生物の数を減少させる」とは何を意味するのか。

▲A15:回答

一般的に「消毒」とは、感染症を惹起し得ない水準にまで病原微生物の数を減少させることを指すと考えます。

【11. コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連（7項、8項、9項、10項等）】

▼Q31:質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

「貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路」の解釈が運用通達から削除されましたが、解釈に変更があるのでしょうか。

▲A31:回答

いいえ。これまで通り、貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路は、グラフィカルプロセッサユニット（GPU s）、テンソルプロセッシングユニット（TPU s）、ニューラルプロセッサ、プロセッサ内蔵メモリ、ビジョンプロセッサ、テキストプロセッサ、コプロセッサ又はアクセラレータ、適応型プロセッサ、フィールドプログラマブルロジックデバイス（FPLD s）及び特定用途向け半導体（ASIC s）を含むものとして、解釈してください。

▼Q32:質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

「一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ」モジュールを複数台組み合わせて、セット品として販売する装置があります。この装置のルックアップテーブル入力数の総計は、どのような方法により判定すればよろしいでしょうか。

▲A32:回答

ルックアップテーブル入力数の総計が最大となるモジュールの入力数で判定してください。

▼Q33:質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

①輸出する段階で、既にロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更することで、特定の機能を設定済みであり変更できないものは、「ユーザー構成可能」には当たらないと考えて良いのでしょうか？

②運用通達の「ユーザー構成可能」の解釈のユーザーとは、輸出しようとする当該貨物の製造元は含まれておらず、エンドユーザーと理解してよろしいでしょうか。

▲A33:回答

- ①ご理解の通りです。「(FPLD を組み込んだ) 装置等」が、特定の機能を実行するために固定されている場合は、「ユーザー構成可能」とはいえませんが、「(FPLD を組み込んだ) 装置等」が、特定の機能を実行するために固定されていない場合、「ユーザー構成可能」といえます。
- ②ユーザーとは、フィールドプログラマブルロジックデバイスのロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できるユーザーを指します。したがって、ユーザーには、製造元が含まれる場合もあります。

▼Q34:質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

貨物等省令第6条第十号の二のモジュール、電子組立品又は装置が、部分品となって取り付けられる場合、運用通達1-1(7)(イ)のいわゆる部分品規定は適用できるのでしょうか。

▲A34:回答

適用できません。

運用通達の解釈の表の7の項1-1(7)(イ)②(注1)「他の貨物の部分をなしている」と解することができません。

ただし、組み込まれたFPLDが、特定の機能を実行するように固定されている場合は、部分品規定を適用できます。なお、特定の機能を実行するように固定されている場合とは、ICメモリ又は補助的な不揮発性メモリにプログラムされて保存されている場合を含みます。

▼Q35:質問 2025/11/14 (2026/2/14 施行)

令和7年11月14日公布(令和8年2月14日施行)の運用通達の解釈で、7の項の「組立品」が削除されています。これに伴い貨物等省令第6条第二号ホ及びヲの「組立品」はどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

▲A35:回答

国際輸出管理レジームの合意(この場合ワッセナー・アレンジメント(WA))事項において、「組立品」の定義がされていないことから、運用通達から削除いたしました。引き続き貨物等省令第6条第二号ホ及びヲの「組立品」は「複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。」との解釈でご判断ください。

【無償特例】

▼Q2:質問 2025/5/14 掲載、随時更新

無償特例の対象となる「国際的な規模で開催された防衛装備に係る展示会」（無償告示第1号3）とは、具体的にどの国内展示会ですか。輸入元と仕向先が異なる返送でも特例の対象になりますか。

▲A2:回答

次の展示会です。輸入元と仕向先が異なる場合でも、所有権の移転を伴わないのであれば、特例の対象になります。

- ・2025年5月21日～23日 DSEI Japan（幕張メッセ）【済】

▼Q3:質問 2025/5/14 掲載、随時更新

無償特例の対象となる「国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会」（無償告示第1号3の2）とは、具体的にどの国内競技大会ですか。輸入元と仕向先が異なる返送でも、特例の対象になりますか。

▲A3:回答

次の競技大会です。輸入元と仕向先が異なる場合でも、所有権の移転を伴わないのであれば、特例の対象になります。

- ・2025年11月15日～26日 東京2025デフリンピック（東京）
- ・2026年10月18日～24日 アジア・アジアパラ競技大会（名古屋）
- ・2027年5月14日～30日 ワールドマスターゲームズ2027関西大会（関西）

▼Q4:質問 2025/11/14 掲載、随時更新

無償特例の対象となる「国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会」（無償告示第2号8）とは、具体的にどの海外競技大会ですか。

▲A4:回答

今後、随時更新します。

▼Q5:質問 2025/11/14 (2025/11/15 施行)

防衛大臣が修理のために輸出するものであって、修理後に本邦に輸入すべきもの（無償告示第2号11）に関し、「防衛大臣の委託を受けた者を含む」（運用通達4－1－2（5）（ワ））とありますが、防衛省から直接委託を受けた事業者だけでなく、その事業者から再委託を受けた事業者が輸出する場合も対象となるのでしょうか。また、防衛省に納入するために輸入したものに不具合が見つかり、修理等のために輸出する貨物は今回の特例の対象となるのでしょうか。

▲A5:回答

防衛省から直接委託を受けている事業者のみが対象となるため、再委託者は特例の対象になりません。また、直接委託を受けている事業者であっても、納入前の検査等で不具合が見つかり、修理等のために輸出しようとする場合には、当該輸出に関し、防衛省の了承の下で行われるものであることを税関で確認される場合があります。